介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビラ【一般入所】

利用料金(令和4年10月1日改定)

※(1)(2)については、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額が負担額となります。

(1)介護サービス費

※利用料金は1単位につき10円で算定します。

	①多床室(2~4人部屋)			②従来型個室(1人部屋)		
	1日の利用単位数			1日の利用単位数		
要介護度	在宅強化型	基本型	その他	在宅強化型	基本型	その他
要介護1	836	788	772	756	714	700
要介護2	910	836	820	828	759	744
要介護3	974	898	880	890	821	805
要介護4	1,030	949	930	946	874	856
要介護5	1,085	1,003	982	1,003	925	907

※10項目(在宅復帰率、ベッド回転率、入所・退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハビリ専門職・支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引・経管栄養の実施割合)の状況に応じて算定。 条件により上記に**在宅復帰・在宅療養支援機能加算**(基本型は1日34(単位)、在宅強化型は46(単位))が加算されます。

※外泊された場合は、外泊初日と最終日以外は上記単位数に代えて362(単位)となります。

(2)加算される料金

- ①**夜勤職員配置加算・・**夜勤を行う介護・看護職員が基準を上回って配置されている場合1日24 (単位)加算されます。
- ②短期集中リハビリテーション加算・・入所の日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合1日240(単位)加算されます。
- ③ターミナルケア加算・・施設においてターミナルケアを行った場合、死亡日は1日1650(単位)、死亡日の前日と前々日は1日820(単位)、死亡日以前4日~30日は1日160(単位)、死亡日以前31日~45日は1日80(単位)加算されます。
- ④初期加算・・入所後、30日間に限り1日30(単位)加算されます。
- ⑤再入所時栄養連携加算・・入所中に病院等へ入院後に再度入所する際、栄養管理が大きく異なるため施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連繋して栄養ケア計画を策定した場合、1回を限度として400(単位)加算されます。
- ⑥入所前後訪問指導加算・・入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日30日以内 又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定 を行った場合、1回を限度として450(単位)加算されます。また、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合、1回を限度として480(単位)加算されます。
- **⑦居宅に退所した場合の退所時指導等加算として、**下記が加算されます。(1回につき)
 - ·試行的退所時指導加算 · · 4 0 0 (単位)
 - ·退所時情報提供加算・・500(単位)
 - ・入所前連携加算 I ・・600 (単位)
 - ・入所前連携加算Ⅱ・・400(単位)

- <u>⑧栄養マネジメント強化加算・・</u>利用者ごとの継続的な栄養管理を強化して行った場合、1日11 (単位)加算されます。
- <u>⑨療養食加算・・医師の指示箋に基づき糖尿食や腎臓食などの特別な食事を提供した場合、1日3</u>回に限って1回6(単位)加算されます。
- <u>⑩かかりつけ医連携薬剤調整加算・・</u>施設の医師又は薬剤師が、かかりつけ医と連携を取りながら服薬に関する評価を行っている場合、1回に限って100(単位)加算されます。さらに厚生労働省に情報提供を行っている場合、1回に限って240(単位)、6種類以上の内服薬が処方されている利用者の内服薬が種類以上減少している場合、1回に限って100(単位)加算されます。
- <u>①所定疾患施設療養費・・</u>肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回(連続して7日間)に限って480(単位)加算されます。
- <u>(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算・・リハビリテーション実施計画を利用者等に説明し、その内容等を厚生労働省に提出している場合、1月に1回に限って33(単位)加算されます。</u>
- (1) 「物情・ですがメント加算・・利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その内容等を厚生労働省に提出しており、褥瘡が発生するリスクがある利用者ごとに褥瘡ケア計画を作成している場合、1月に1回に限って3(単位)加算されます。さらに褥瘡が発生するリスクがある利用者に褥瘡の発生のない場合、1月に1回に限って13(単位)加算されます。
- (<u>N排せつ支援加算</u>・・排せつに介助を要する利用者に対して支援計画を作成し、その内容等を厚生労働省に提出しており、改善が見込まれる利用者に対して支援を行った場合、1月に1回に限って10(単位)加算されます。さらに、状態が改善した場合、1月に1回に限って15(単位)もしくは22(単位)加算されます。
- <u>(1) 自立支援促進加算・・医師が利用者ごとに自立支援に必要な医学的評価を入所時にし、特に対応が必要な利用者に対して支援計画を作成して支援を行っており、その内容等を厚生労働省に提出している場合、1月に1回に限って300(単位)加算されます。</u>
- <u>16科学的介護推進体制加算・・利用者ごとの心身の状況に係る情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合、1月に1回に限って40(単位)加算されます。さらに疾病や服薬等の情報を提供している場合、1月に1回に限って60(単位)加算されます。</u>
- ①安全体制対策加算・・厚生労働大臣が定める研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策 部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回に限って2 0(単位)加算されます。
- ⑩サービス提供体制強化加算・・介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上である場合、1日22(単位)加算されます。介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、1日18(単位)加算されます。介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の占める割合が30%以上である場合、1日6(単位)加算されます。
- **⑲介護職員処遇改善加算・・**基本サービス費に各種加算減算(⑳㉑)を除く) した単位の1000分の39
- <u>⑩介護職員等特定処遇改善加算・・</u>基本サービス費に各種加算減算(⑨②)を除く) した単位の1000分の21に相当する単位
- ①介護職員等ベースアップ等支援加算・・基本サービス費に各種加算減算(⑩⑩を除く) した単位の1000分の8に相当する単位

(3)居住費 利用される部屋によって利用料金が違います。

	①多床室(2~4人部屋)		②従来型個室(1人部屋)		認定要件(※いずれも世帯全員が	
	1日の料金	1ヶ月料金	1日の料金	1ヶ月料金 (30日)	非課税であることが前提	
	1 口 0 7 7 1 1	(30日)	1 11 07 77 32		公的年金等収入	
標準費用額	377円	11,310円	1,668円	50,040円	金額+その他の 合計所得金額	預貯金額
第1段階	0円	0円	490円	14,700円	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	
第2段階	370円	11,100円	490円	14,700円	年間80万円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	370円	11,100円	1 210	39,300円	年間80万円超 120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②		11,100[7]	1,010[7]		年間120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

[※]介護保険負担限度認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている額が上限となります。

(4)食 費 (食材料費+調理費)

	1日の料金	1ヶ月料金(30日)
標準費用額	1,445円	43,350円
第1段階	300円	9,000円
第2段階	390円	11,700円
第3段階①	650円	19,500円
第3段階②	1,360円	40,800円

[※]介護保険負担限度認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている額が上限となります。

(5)その他のサービス

種類	利 用 料 金
日常生活費	石鹸、タオル、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり、歯磨き粉等施設で用意させていただくものとして1日150円徴収します。
洗濯代	施設にて洗濯を希望される場合は、1日100円徴収します。
電気使用料	居室へ個人の電化製品を持ち込みされた場合、1コンセント1日50円徴収します。
理美容	実費徴収します。料金は業者の定める金額となります。
施設が別に定 めるレクリエー ション行事等	参加費・材料費等を徴収する場合があります。

(6)その他

生活保護世帯及び低所得(住民税・県民税非課税)世帯の利用者様は、利用料金の

一部を減免させていただく制度もあります。